

愛労収安第128号

平成17年4月20日

各公共職業安定所長 殿

愛知労働局長

(公印省略)

厚生年金及び労働保険への加入が適正に明示されていない  
求人への対応について

このことについて、平成17年4月20日付職発第0420001号「厚生年金及び労働保険への加入が適正に明示されていない求人への対応について」により厚生労働省職業安定局長より別添のとおり通知があったので、ご了知のうえ取り扱いに遺漏のないようお願いする。

なお、具体的な取り扱いについては、別途通知する。

担当 職業安定部職業安定課

職業紹介係

電話 052-219-5505

---

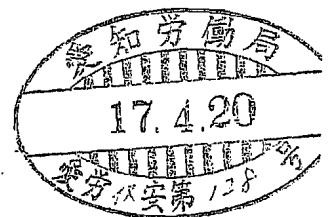
各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長  
(公 印 省 略)

厚生年金及び労働保険への加入が適正に明示されていない求人への対応について

厚生年金及び労働保険への加入については、事業主の責任において手続が行われるものであり、事業主が求人申込みを行うに当たって明示すべき重要な求人条件であることから、公共職業安定所（以下「安定所」という。）における求人受理時における取扱い等を下記によることとしたので、遺漏の無いように期されたい。

記



1 厚生年金に係る取扱い

厚生年金への加入に係る求人条件については、事業主に対する周知、啓発、指導を図るとともに、制度を所管する社会保険事務所と連携しつつ、適正な取扱いを期すること。

(1) 周知・啓発の実施

求人条件において、厚生年金への加入等が、適正な内容で明示されるよう、次による周知・啓発を徹底すること。

ア 厚生年金の制度・加入条件を解説したリーフレットを求人事業主等に提供・配布すること。

イ 厚生年金の加入に係る求人条件の明確化等について、必要に応じ社会保険事務所（以下「社保事務所」という。）に相談するよう勧奨すること。

(2) 厚生年金への加入が適正に明示されていないと思量される場合の対応

ア 厚生年金の加入に係る求人条件の変更又は社保事務所への相談を指導すること。  
なお、新たに提出された求人が社保事務所への相談をすること等に応じたことの

ある求人事業主に係るものであって何ら改善が行われていない場合にあっては、次のイにより対応するものであること。

イ アの指導を拒む求人事業主に対しては、安定所から、社保事務所に対し、当該求人の厚生年金の加入に係る条件が適正であるかの確認及び必要な場合の事業主指導を要請する旨を明らかにした上で、当該求人の受理に当たり、求人公開カードには「厚生年金加入に係る求人条件について社会保険事務所において指導中」と補足表示を行うものとする。

安定所は、社保事務所に対し、当該求人公開カードの写しに事業所台帳における厚生年金適用の状況等に関する情報を付記したものを添えて、当該求人の厚生年金の加入に係る条件が適正であるかの確認及び必要な指導の実施を要請すること。

なお、安定所と社保事務所が連携して求人事業主を指導することにより、厚生年金に係る求人条件を明確かつ適正なものとして職業紹介を行おうとする場合は、そのために必要な範囲において、安定所の業務に従事する者が、社保事務所に対し、求人情報その他の当該求人事業主に関する情報を提供する行為は、職業安定法第51条の2に定める「みだりに他人に知らせ」ることには該当しないものである。

### (3) 社保事務所からの連絡を踏まえた対応

ア 社保事務所からは、上記(2)イの要請後概ね1月以内に、当該求人事業主が次のいずれに該当するかについて連絡がある。

- ① 求人条件として加入の必要なし
- ② 求人条件を加入に変更することで同意
- ③ 求人条件として加入の必要があり、指導を踏まえて対応を検討することに同意
- ④ 求人条件として加入の必要があるのに、指導に応じる意思なし

イ 安定所は、上記アの連絡内容を踏まえ、次のとおり求人を取り扱う。

#### (ア) ①の場合

適正な求人として取り扱い、求人公開カードの補足表示を抹消すること。

#### (イ) ②の場合

当該求人事業主と相談の上、必要な求人条件の変更を行って適正な求人として取り扱うものとし、求人公開カードの補足表示を抹消すること。

#### (ウ) ③の場合

引き続き指導中の求人として取り扱い、補足表示は変更しないものとする。なお、当該求人事業主から、同様の問題のある新たな求人申込みが行われた場合には、上記(2)イにより取り扱うこと。

#### (エ) ④の場合

当該求人事業主に求人条件の変更の意思がないことを直接確認の上、当該求人の受理を取り消すこと。なお、同様の問題のある新たな求人申込みが行われた場

合にも、これを受理しないものとする。

## 2 労働保険に係る取扱い

労働保険制度については、安定所も労働局や労働基準監督署と共にその制度の運営を担っているものであり、保険関係の成立に係る未手続事業及び雇用保険の被保険者に係る届出未手続事業所に対する指導について、適切な対応が求められることから、求人受理時等において、以下により取り扱うこと。

### (1) 保険関係の成立に係る未手続事業の取扱

#### ア 指導及び労働局への連絡

(ア) 労働保険（労災保険及び雇用保険）に係る保険関係の成立の届出が行われていない事業に係る求人の申込みがあった場合は保険関係の成立手続の速やかな履行を前提とした適正な求人条件の記載を指導すること。

なお、新たに提出された求人がこの指導に応じたことのある事業に係るものであって改善が見られない場合は、次の（イ）により対応するものであること。

(イ) 上記（ア）の指導を拒む求人事業主に対しては、安定所からの連絡により労働局労働保険適用主務課室（以下「労働局」という。）からも指導が行われる旨説明した上で、受理した求人を紹介保留とし、労働局に当該未手続事業について連絡を行うこと。

#### イ 労働局からの連絡を踏まえた対応

(ア) 労働局は、上記ア（イ）の連絡後、概ね1月以内にその時点での当該求人事業主の加入状況が次のいずれに該当するかについて連絡するものとする。

- ① 保険関係成立届を届出
- ② 指導に応じる意思なし

(イ) 安定所は、上記（ア）の連絡内容を踏まえ、次のとおり求人を取り扱うこと。

##### a ①の場合

当該求人事業主と相談の上必要な求人条件の変更を行って適正な求人として取り扱うこと。

##### b ②の場合

当該求人事業主に連絡の上、当該求人を取り消すこと。なお、同様の問題のある新たな求人申込みが行われた場合にも、これを受理しないものとする。

(2) 雇用保険の保険関係の成立の手續が完了している事業の求人において雇用保険への加入（被保険者に関する届出）が予定されていないものの取扱い

雇用保険においては、雇用される労働者は被保険者となり（雇用保険法第6条各号に掲げる者は適用除外）、事業主は被保険者に関する届出を行うこととされているが、その手續を予定しない（雇用保険への加入を条件としない）求人の申込みがあった場合は、採用後の被保険者に関する届の速やかな提出及び求人条件の変更を指導するとともに受理した求人を紹介保留とし、届の提出を前提とした求人条件の変更をもって保留を解除するものとする。

### 3 民間需給調整機関に対する要請

労働市場における適正な需給調整を確保する観点から、厚生年金及び労働保険への加入に関し、民営職業紹介事業を営む事業主に対しては適切な求人条件確保のための積極的な求人事業主への働きかけについて、労働者派遣事業を営む事業主に対しては適切な加入の取扱いについて、本省より関係事業主団体に対して要請することとしている。

労働局においても、管内の関係事業主団体、関係事業主等に対する要請、周知・啓発を図るものとする。

参考

厚生労働省発表

平成17年4月19日(火)

職業安定局首席職業指導官室

首席職業指導官 小島 繁夫

室長補佐 松浦 大造

03-5253-1111(内線5776)

03-3502-6774(夜間直通)

ハローワークにおける厚生年金への加入が明示されていない求人への  
社会保険事務所と連携した対応等について

厚生年金等への加入については、事業主がその手続を担っており、ハローワーク（公共職業安定所）に求人の申込みを行う場合にも、重要な求人条件として適切に明示することが必要なものである。

このため、全国のハローワークにおいて、社会保険事務所等関係機関と連携して求人事業主等に対する指導の充実を図ることとし、明日（4月20日）から実施する。

[対応の概要]

1 厚生年金に係る取扱い

(1) 事業主に対する周知・啓発の徹底

- ア 制度・加入条件のポイントを解説したリーフレットを提供・配布。
- イ 加入に係る求人条件の明確化等について社会保険事務所での相談を勧奨。

(2) 加入が適正に明示されていないと思量される求人事業主への対応

- ア 求人条件の変更、社会保険事務所への自主的な相談を指導。
- イ 必要な場合は事業主に関する情報を社会保険事務所に提供し指導を要請。
- ウ 社会保険事務所からハローワークに指導結果の連絡。
- エ 加入の条件が適正でなく是正の意思がないことが確認されれば求人取消。

2 労働保険に係る取扱い

労働保険（労災保険及び雇用保険）の保険関係の成立に係る手続を行っていない求人事業主等に対する指導を、労働局との緊密な連携により引き続き徹底。

指導に応じず是正の意思がない場合求人取消。